

令和6年度第4回亀岡市総合計画審議会進行管理部会 議事要旨録

日 時:令和7年3月7日(金) 午前10時30分～正午

場 所:亀岡市役所3階302会議室

出席者:部会長、副部会長

A 委員、B 委員

欠席者:C 委員、D 委員、E 委員、F 委員、

議 題:1. 開会

2. 議事

(1)令和6年度の 行政評価結果について

- ・第1章3節…事業No.29 移住促進特別区域を中心とした空き家利活用の推進及び
移住希望者の案内強化事業に関する報告
- ・第2章2節…事業No.47 消防団員確保推進事業に関する報告
- ・第2章2節…事業No.48 消防団活動強化事業に関する報告
- ・第4章3節…事業No.203 幼児期・児童期から高齢者、障がい者のスポーツ機会
創出事業に関する報告
- ・第5章2節…事業No.240 分別収集計画の見直し及びその実施に関する報告
- ・第7章3節…事業No.335 河川維持事業に関する報告

1 開会

2 議事

(1)令和6年度の行政評価結果について

事務局

会議の進行については、亀岡市総合計画審議会部会設置規則第5条第1項に基づき、部会長にお願いする。

部会長

議事(1)令和6年度の行政評価結果について事務局から説明願う。

第1章3節…事業No.29 移住促進特別区域を中心とした空き家利活用の推進及び移

住希望者の案内強化事業に関する報告

事務局

資料①【1－1】に基づき、「移住促進特別区域を中心とした空き家利活用の推進及び移住希望者の案内強化事業」に係る令和6年度の行政評価結果について説明。

原田部会長

委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

B 委員

田舎に行けば行くほど農家住宅がある。移住者は、農家住宅のため、住むことができない。それは仕方がないことなのか。農家以外の移住者が農家住宅のために購入ができないということはあるのか。

事務局

農家以外の方が住めないというのは法律で決まっているが、用途変更は可能か、もしくはそういった物件に対しては農家の方とマッチングをしていく等の手法は検討している。農家住宅というところが1つのハードルになっている。

部会長

都市計画法でも用途変更の際に手続き不要とする場合もあるが、その場合でも協議や調整が必要であり、移住者がその手続きを負担なくできる方法が必要である。

B 委員

移住者に対しては特例にはできないか。

部会長

用途変更についてのハードルは購入だけでなく賃貸でも同じようにある。市のホームページを見ると、協議・調整が必要となるため、市役所に相談するよう記載がある。この相談のハードルがかなり高いように感じる。自治体での勉強会等で用途変更について説明があれば協議のハードルは下がるのではないか。用途変更の手順を簡単に記載するとわかりやすいのではないか。

住居部分と事業部分のすみ分け次第ではフラット35を活用することができるが、農業は事業に当たるため、そういったローンを組む際に課題となっているのかもしれない。

B 委員

住宅が古ければ古いほど農家住宅が多いように感じる。

事務局

空き家バンクに登録をされる際に都市計画課等と協議をして、まずその物件が農家住宅なのかどうかを判定する。農家住宅の場合、案内するときには、基本的に農業従事者しか居住することができないという案内をするが、移住者と都市計画課と交えてヒアリングをする中で、居住可能かを相談するフォロー体制はあるが、居住が叶わないケースも中にはあるとは思っている。

部会長

空き家等を売りたいくても、用途変更をしないと売れないと思ひ込んで手を上げない人もいるかもしれない。あるいは、どうすれば良いのかわからない人もいるかもしれない。そういった方に対してわかりやすい資料や仕組みをつくってもらえたら良いと思う。

B 委員

都会から来る人は全くご存じでないと思う。

部会長

そういった問題をスムーズに対応することで、市役所等に対する信頼感に繋がると考える。移住フェア等を行っていても、市街化調整区域の壁にぶつかって結局できないと言われるとそれが市役所に対する不満に繋がってしまう。移住者は就農者ばかりではなくアーティストや外国人等農家以外の方が古民家を希望されることも多いと聞く。

事務局

農業従事者と判定される判定項目として、農業従事する日数や出荷計画の有無等がある。

部会長

農業従事の判定基準もわかりにくいので、わかりやすくする工夫が必要である。

事務局

担当課に伝える。

第2章2節…事業No.47 消防団員確保推進事業に関する報告

事務局

資料①【1－2】に基づき、「消防団員確保推進事業」に係る令和6年度の行政評価結果について説明。

部会長

委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

B 委員

自然災害が厳しくなっている昨今の状況から考えて、消防署というものと地域の消防団というものの果たす役割は変わっていくべきである。私の住んでいる地域の場合、南つつじヶ丘と西つつじヶ丘と東つつじヶ丘を合わせた「つつじ分団」という消防団があり、全員女性である。夫婦共働きで仕事をしている方ばかりのため実際に災

害が起こった際に消防団は何をするのかと考える。2年前に町内で1件火災があったが、その際には団員の方は、火災が起こってから、すぐに集まることができなかった。住民が近づかないように交通整備をされていた。様々な消防訓練をしているということだが、もし消防団が新興地域の中であれば、ホースで放水したり建物を解体するといった訓練は必要ないのではいか。

部会長

消防団に入っている職場が遠方だと有事の際に間に合わない。東京消防庁では、災害時支援ボランティアというものが設置されており、普通救命講習等を受け、応急救護活動や後方支援、消防用設備等の応急措置支援等を行っている。ホースを使った消火活動以外にもやらないといけないことはたくさんある。大規模災害が起こった時に、やっぱり消防団だけでは足りないので、消防団のライト版のような簡単に誰でもできるようなものがあってもよい。

B 委員

火災が起きたらなるべく早く駆けつけるのが基本であるが、このご時世、やれる人がやれることをやれる時にするのがベストであると考えます。火災が起きた時に遠方においては間に合わない。行ける人がいれば、それは消防団じゃなくても、OBの人でも手伝えることができる。そのようにしていかなないと成り立たないと思う。火災発生で消防署が来て鎮火したとしても、次の日の朝まで消防団が交代で見守りをする。やれる人がやれる時にやれることをしていくことでしか成り立たないと思う。

部会長

大規模災害の時だけ出動してもできるわけがない。

B 委員

日ごろから訓練をして、そういう人が増えるのが理想である。

部会長

極論だが、消防団員1人新たに加入することより、例えば心肺蘇生をできる人を100人増やすことも同様に大事である。亀岡に居てすぐに出動できる人は消防団になってもらえたら良い。東京都の災害支援ボランティアのように救急救命講習受講者は多いと思う。

B 委員

消防団をもっと気軽にできればよい。

部会長

企業の自衛消防隊等はここにカウントされていないと思うが、大規模な災害の時はお互いに助けたり助けられたりする組織である。そういったものも含めて一体どれぐ

らいあるのか整理をしてみてはどうか。普段から交流があるのかも含めて、情報を整理した上で課題を出していくという方法も 1 つかもしれない。

A 委員

地域にある自主防災会の活動の役割に初期消火がある。先日消火訓練があった際、消防士が、素人の方はあんまりこのホース触らないでくださいとおっしゃっていた。非常に圧力が強く、放水するとしても、訓練していない人が触ると怪我をする可能性がある。この訓練は何のためにあるのかというと、知っというてもらおうと、もしもの時にお手伝いいただけるのでということだった。自主防災会の役割が、昔のままであることが問題だと思う。消防団のあり方や、自主防災会との連携、役割についてどういったものにしていくのか改めて考えていく必要がある。自主防災会も消防団もなかなか成り手がいない。

部会長

町内では自主防災会で年に1度消火栓の位置を確認している。消防団員の募集についても、広報する機会を増やした方が良い。消防団に入団することは最終目標として、そこに至るまでハードルを下げていくような工夫をしてみてはどうか。

事業№48 消防団活動強化事業に関する報告

事務局

資料①【1－3】に基づき、「消防団活動強化事業」に係る令和6年度の行政評価結果について説明。

部会長

委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

部会長

中継訓練は大事であると思うが、実際に行われているのか。

事務局

春と秋に 19 分団を 5 ブロックに分け、火災予防運動期間中に、ブロック訓練が実施されている。そのブロック訓練の中では、中継訓練をやっている分団もある。

A 委員

訓練の内容を見直すべきである。消防士の訓練なのか、消防団あるいは自主防災会の訓練なのかによって内容が変わってくる。

副部会長

市役所の職員で消防団や自主消防組織に所属している人はどれぐらいいるのか。多いのであれば、市役所の中でもどういう問題があるか、実態が把握できるのではないかと考える。

部会長

小さいお子さんがいる方は、地域のことで関心が変わる時期がある。小学校に上がるタイミング等で親子で興味を持ってもらい、理解が進めば良い。

A 委員

小型ポンプ積載車の数も充実させてる必要はあるが、それよりも必要なのは、亀岡市民の全家庭に少なくとも1個の消火器を置くということ。町内でも調査したが、消火器を持ってる方は非常に少ない。ポンプ車よりも、消火器を各家庭に置くような補助をするという働きかけの方がより効率的、効果的なんではないかと思う。

部会長

補助ではなく、共同購入を地域でやってもらうのはどうか。協定を結んだカインズと一緒に共同購入の仕組みを作って、まとめて安くしてもらうようにしてもらってはどうか。消火だけでなく、地震の際に倒壊した家屋から救助する際に必要な資材の整備は進んでいるのか。

事務局

チェーンソーやジャッキ等一部はある。

部会長

古い家屋は倒壊のリスクが高い。市役所で耐震率がわかるのであれば耐震化率の低い地域に優先して資機材を配置しても良いと思う。

事業No.203 幼児期・児童期から高齢者、障がい者のスポーツ機会創出事業に関する報告

る報告

事務局

資料①【1-4】に基づき、「幼児期・児童期から高齢者、障がい者のスポーツ機会創出事業」に係る令和6年度の行政評価結果について説明。

部会長

委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

副部長

今までの指標は人がどれだけ来たかという非常に簡単なものであった。満足度を測るとなると、アンケートをプロの知見が必要になると思うが、そのような人材が職員の中にいるのか。

事務局

統計等に長けた職員を今回のアンケートでどこまで活用できるかはわからないが、実施するアンケートは満足度やこういったニュースポーツを実施するかといった内容を中心としたものである。理事者からもいろいろなスポーツを紹介する機会も必要だが、1つのスポーツの取り組みを継続ことも含め検討できるアンケートを実施する予定である。

副部長

有効な結果が得られる内容のアンケートを作ることは難しい。職員でやるのであれば勉強が必要である。

部長

生涯にわたってスポーツが一番盛んな時期は中学校、高校の部活動である。神戸市が部活動を廃止するという発表もされ、中高の部活動の地域移行が進められている。部活動の地域移行が進むとスポーツ格差が生まれる。経済的な理由や親の事情によってスポーツをやりたいくてもできない子どもが増えてしまう。生涯スポーツというと、今までは高齢者をイメージしていたが、今後は子どもでも誰もがスポーツにアクセスできるという視点が必要と考える。

B 委員

私自身はいろいろなスポーツをしてきたが、たまたま良い先生に出会えた。そういった環境にないために、スポーツをしていないという人もいるかもしれない。

部長

スポーツを始めるときに、道具を先輩から譲ってもらうこともできるが、自分からそういった情報にアクセスできない方は道具をそろえるのにかかるお金によっては、そこで二の足を踏んでしまう人もいるかもしれない。スポーツ用品のリユースの仕組みを作り、負担なくスポーツができるような仕組みをつくってみてはどうか。

事業No.240 分別収集計画の見直し及びその実施に関する報告

事務局

資料①【1-5】に基づき、「分別収集計画の見直し及びその実施」に係る令和6年度の行政評価結果について説明。

部会長

委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

部会長

北九州市のエコタウンセンターに視察に行ったが、多くの人が訪れ、国内外に取組を紹介するだけでなく、概要説明の後にいろいろなリサイクル工場が集積している工業団地等の見学ができる。そういった見学ができるコンテンツを作ることが北九州市が国の補助金を受ける条件になっている。2017年に北九州市は亀岡市と同じSDGs未来都市に選ばれている。亀岡市の中間処理の取り組みは全国でも先進的な取り組みであり、施設を見学してもらったり働いている人が誇りをもってここが自分の職場といえるような現場にしてもらいたい。中間処理施設の労働環境は委託先の範疇ではあるが、市の場所を使っているので、市の責任で労働環境の改善に取り組んでほしい。

事業No.335 河川維持事業に関する報告

事務局

資料①【1－5】に基づき、「河川維持事業」に係る令和6年度の行政評価結果について説明。

部会長

委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

部会長

河川法には治水・利水・環境の3つの目的があり、これはどれを優先するというものではなく同じ位置づけである。「治水一辺倒になるのはやむを得ない考える」というのは法令違反となりうる、あるいは法の趣旨を無視したものではないか。堆積しにくい工法について、住民に理解をしてもらえるように説明をするのが担当の職員の務めではないか。

(2) 令和7年度の 進行管理及び行政評価について

事務局

第5次亀岡市総合計画における進行管理及び行政評価を2年実施してきたことを踏まえて、手法の妥当性などについて審議いただきたい。

A 委員

令和6年度の事業の中で成果目標に対する成果や来年度の具体的な施策、方策について示されていない。事業評価は計画・実行・チェックして課題に対して次のアクションを考える必要がある。

事務局

すべての事業において明確な方針が理事者からあったわけではなく、わかりにくい評価になってしまった。理事者と委員の意見を受けて、現在検討する段階であると考えている。

B 委員

前回の進行管理部会の時に成果目標は示されていたが、その結果が示されていない。来年度はどのような方向で進めていくかの説明が必要ではないか。次年度以降は評価された内容がどのような形で反映されたのか見える化すべきである。

部会長

進行管理部会、現地視察や市民意見も踏まえ、担当者が具体的な改善について、意見を交換出来たらよい。

事務局

令和3年度に総合計画を策定し、令和7年度を目標に成果指標を設定して取り組んでいるところである。委員や理事者の意見をふまえた改善については所管課に取り組むよう事務局から確認をする。

部会長

毎年いろいろな事業を評価してきたが、評価したその後どうなったのかが見えづらい。すべてに取り組む必要はないが、改善できる部分とそうでない部分がわかるような最終年度にしたい。

事務局

令和7年度については、基本的には今年度の進め方を踏襲すると考えているが、進行管理の内容が次にどのように反映しているか見える化の方法も検討しながら進めていきたい。

部会長

市の指定管理について、亀岡市で指定管理が増えているが、業者選びのプロセスが適切なのかをチェックする機会がなかった。選定委員会も含めて指定管理のあり方をチェックできる方法を検討いただきたい。

事務局

市の指定管理については財産管理課が所管しており、市の内部及び有識者で構成された組織である選定委員会の中で、決まった予算の中で審査をして点数化して業者を選定している。選定委員会は、個別委員というものと、共通委員があり、共通委員には学識者に入っている。指定管理のあり方についてはチェックする方法も含めて所管課である財産管理課に委員意見を伝える。

3 閉会

事務局

令和6年度の進行管理部会については本日が最後の開催となる。今後は、3月17日(月)午前10時30分から令和6年度第2回亀岡市総合計画審議会(全体会)を開催し、本日の議事内容である令和6年度の行政評価結果の報告と令和7年度の進行管理・行政評価について部会長から報告をしていただく予定である。